

平成30年度第1回旭川市子ども・子育て審議会 議事概要

○開催日時

平成30年6月4日（月） 18:30～19:40

○開催場所

旭川市第二庁舎 3階 問診指導室

○出席委員（17名）

荒木関委員，井代委員，上原委員，大橋委員，岡田委員，沖委員，斉藤委員，佐々木委員，佐藤（繁）委員，佐藤（貴）委員，芝木委員，鈴木委員，諏訪委員，関委員，武田委員，徳島委員，宮崎委員

○欠席委員（2名）

伊東委員，吉川委員

○事務局（19名）

子育て支援部 品田部長，竹内次長，谷口次長

子育て支援課 田村補佐

子育て企画係 紺野主査，岩本主査

子育て助成課 金内課長

山田補佐

こども育成課 金課長，門脇主幹

こども育成係 土橋補佐

保育給付係 上田補佐

こども事業係 工藤補佐

新旭川保育所 高橋所長

近文保育所 多田所長

神楽保育所 武田所長

母子保健課 松浦課長

子ども総合相談センター 村椿所長，片山主幹

○議事概要

1 開会

2 議事

（1）協議事項

≪協議事項ア 北海道医療給付事業（重度心身障がい者，ひとり親家庭等，乳幼児等）の月額上限額改定に伴う本市の取扱いについて≫

(A 委員)

- ・本日の議事は、協議事項 2 件と報告事項 3 件である。
- ・協議事項ア「北海道医療給付事業の月額上限額改定に伴う本市の取扱いについて」、事務局から説明を。

(事務局)

子育て支援部で所管している「子ども医療費及びひとり親家庭等医療費」助成事業は、「北海道医療給付事業」という北海道の補助を受けながら実施している事業である。子ども医療費助成では、平成 30 年 8 月から助成内容を拡充して、中学生までの外来・入院に係る医療費を対象とし、ひとり親家庭等医療費助成については、原則 18 歳までの児童の外来・入院に係る医療費と、その親の入院を対象に、健康保険適応分の自己負担金について助成を行っているところである。

両制度とも、受診頻度の高い 3 歳未満児と市民税非課税世帯は「自己負担なし」、市民税課税世帯については総医療費の 1 割負担で受診できる仕組みとなっているが、過度な負担とならないよう、月額上限額を設けている。

この度、北海道庁から、当事業において、月額上限額の改定が予定されている旨の通知があった。

北海道医療給付事業における月額上限額の設定は、国の高齢者の医療の確保に関する法律施行令という政令に準拠しているため、この度 70 歳以上の高額療養費の算定基準が見直されることに伴い、当事業の月額上限額が改正されるものである。

具体的な変更点は、入院があった場合の月額上限額は 57,600 円と変更ないが通院のみの場合、および訪問看護利用料において、平成 30 年 7 月までは月額上限額 14,000 円だが、平成 30 年 8 月以降は 18,000 円に引き上げられる内容となっている。

本市においては、北海道の補助要綱の改正にあわせて、準備を進めたいと考えているところである。

北海道医療給付事業には、「子ども医療費」と「ひとり親家庭等医療費」助成事業の他に、福祉保険部が所管している重度心身障害者医療費助成事業があるが、こちらの制度も、北海道の基準に合わせる予定で準備を進めている。

なお、今回の改正で影響を受けるのは市民税課税世帯の方のみとなり、市民税非課税世帯、ひとり親家庭等医療費助成受給者についてはその親も対象となるがこちらについては、原則、現行通りの「自己負担なし」である。

以上が、子ども医療費助成事業・ひとり親家庭等医療費助成事業の月額上限額の改正に伴う本市の取扱いである。

(A 委員)

事務局からの説明について、質問や意見はあるか。

(B 委員)

改正内容の表記についてだが、例えば通院のところでは月額 14,000 円が改正後 18,000 円となるということだが、その下の括弧書きの表記では微妙に違うのは何か意味があるのか。

現行は「年間上限14万4千円」で改正後は「年額上限14万4千円」となっている。入通院についても「多数回該当」と「多数該当」も。

(事務局)

道からの通知そのままである。内容については変更ない。

(A 委員)

その他なければ事務局案のとおりとする。

《協議事項イ 放課後児童クラブの運営見直し等について》

(A 委員)

続いて協議事項イ「放課後児童クラブの運営見直し等について」事務局から説明を願う。

(事務局)

放課後児童クラブについては、これまで待機児童の解消や子育て環境の充実に向け、今後の小学生の児童数の見通しを図りながら、教育委員会や各学校との連携により、開設等を進めてきたところであり、平成28年12月以降待機児童ゼロを継続している状況となっている。

公設公営の放課後児童クラブの運営に関しては、今までは待機児童解消に向けた量的拡充に最優先で取り組んできたところだが、待機児童が解消されたことにより、今後の利用者の関心が量から質へとシフトしていくことが想定される場所である。

質の向上については、室内環境の向上などの物理的な環境充実が考えられるが、何よりも利用者の関心が高いのは、児童と直接関わる放課後児童クラブ支援員の資質の向上であると捉えている。

現在、放課後児童クラブの支援員に対する質の向上のための研修機会の充実に努めているところだが、一方では児童の支援や活動内容の企画・実施に関して、支援員個人のスキルや経験に依存している面が多く、児童クラブ毎のサービス内容にばらつきが見られるといった状況もある。

平成30年5月1日現在、支援員は、代替等含めると359人いるが、市嘱託職員という身分上、週29時間の労働時間や報酬額などの処遇が硬直的にならざるを得ず、支援員の労働意欲向上や幅広い人材の確保などの支障となっているほか、評価制度がないために職員のモチベーションが上がらず、業務の停滞につながっている面も否めない状況となっている。

また、放課後児童クラブの運営について、平成29年度の行政評価において、「他都市では民間で運営している事例も多く、外部委託等効果的な運用方法について検討すること。」との評価を受けたところでもある。

本市においても、継続的に安定した児童クラブの運営はもとより、民間事業者等が有する専門的かつ高度な知識や経験等のノウハウの活用によって各児童クラブにおいて均質で良質なサービスの提供を図り、児童の安全・安心な放課後の児童の居場所づくりが進めてい

るよう、民間委託による児童クラブの運営といったことも一つの選択肢として検討してまいりたいと考えている。

一方では、民間委託による課題等として、校内で市の直営で行っている放課後児童クラブが民間事業者による運営となる場合の施設管理や運営面に対する学校や保護者からの懸念などが想定される場所である。

こうしたことから、この民間委託の具体的な検討に当たっては、今後、「子ども子育て審議会」の専門部会にお諮りさせていただきたいと考えている。

(A 委員)

説明にもあったとおり、今後専門部会で検討していくということだが、今の段階で意見・質問はあるか。

(C 委員)

保護者はどんなことを放課後児童クラブに期待しているのか。例えば勉強を教えて欲しい、スポーツのようなものをやってほしいなど。どのような傾向があるのか。

(事務局)

放課後児童クラブの運営に際しては、保護者アンケート等を行いながらニーズの把握に努めている。放課後児童クラブで学習支援をしてほしい、外で身体を使って元気に遊びたいなどという声をいただいている。

(C 委員)

いろいろなことを保護者は希望していることがわかったが、実際に学校に民間が入ることに難しいことがあるのか。

(事務局)

今回はこれから検討を進めたいという頭出しである。

教育委員会には話をしているのだが、学校の校長先生・教頭先生にはまだ全くお話しをしていない。実際に話をしていく中で、こういったところに懸念が多いとなった時には、そこは丁寧に一つずつ説明して解決できるように検討していきたい。

これを絶対に実施するという前提ではない。こういった手法で考えていきたいということで今回提案させていただいているという内容である。

当然保護者についても同じように、話をさしあげている訳ではないので、説明をしながら、と考えている。

(C 委員)

これからということか。

(事務局)

これからということ。

(B 委員)

道東では既に社会福祉法人が大半を行っているという町もある。旭川はそちらの方に舵をきろうという話だと思う。旭川ではかつては社会教育が学校の中で行っているケースが多かった。

今回、専門部会の方でこれから検討となるが、全部民間にするのかあるいは民間になじまないところは現行の形でやるのか、方向性だけお聞かせ願いたい。

(事務局)

そちらについてもこれからの議論になっていく。

現状、市内で公設公営・公設民営の児童クラブは75ある。そのうち公設民営のところは2か所になっている。それとは別に民設民営の児童クラブの運営は今年度から13か所になるのだが、具体的に議論を進めながら、全てになるのか部分的になるのか、一斉にするのか段階的にするのも含めて検討してまいりたい。

(A 委員)

いろいろと意見が出たが、意見をふまえて専門部会での参考にしていただけたらと思う。

《報告事項ア 旭川市子どもの生活実態調査の結果について》

(A 委員)

続いて報告事項ア「旭川市子どもの生活実態調査の結果について」事務局から説明を願う。

(事務局)

旭川市内の子どもの生活環境や家庭の実態を把握するため、昨年7月に「子どもの生活実態調査」実施したが、この度、調査結果がまとまったので、報告する。

資料 報告事項アを御覧いただきたい。

この度の調査は、【1 調査世帯の状況】にもあるとおり、小学2年生の保護者と、小学5年生・中学2年生・高校2年生の保護者及び児童生徒の19,782人を対象に、市内各学校を通じて昨年7月にアンケート調査を実施したもので、有効回答数14,497件、回収率は73.3%。

なお、集計に当たっては、学年ごとの単純集計のほか、年収階層別や家族形態別の傾向がつかめるようクロス集計も行ったところである。

調査結果について、主な項目のみ説明をする。

・【3 健康状態等】

年収が低くなるにつれ、保護者・子どもともに健康状態が良くない傾向となっており、病院を受診させられなかった理由として「お金がなかった」とする割合も、年収が低い世帯ほど高くなっている。

・【5 子どもの家庭生活・地域とのかかわり】

子ども部屋や塾、家族旅行といった子どもの生活環境や学習環境、経験において、

年収階層による差が表れている。また、年収の低い世帯の子どもほどアルバイトをしている割合が高く、その理由として「生活費」や「学費」のためとする割合も高くなっている。

・【6 経済状況・教育費】

年収の低い世帯の子どもほど、家の暮らし向きが苦しいと感じており、「家族が必要とする食料を買えなかった」などの経済的理由による困難事例も年収の低い世帯ほど高い割合となっている。一方、塾や習い事などの教育費においては、年収が高い世帯ほど支出額が高くなっている状況が伺える。

・【7 子どもの進路・進学費用】

子ども・保護者ともに年収の高い世帯ほど「大学」進学を希望する割合が高くなっており、進学に伴う金銭的準備では、年収の低い世帯ほど「目処が立っていない」とする割合が高くなっている。

・【10 制度等の利用状況・支援策へのニーズ】

保護者が情報を得る手段として「インターネット検索」を利用している割合が全道値より高く、各種制度やサービスについては、「まったく知らなかった」とする割合が年収の低い世帯や母子世帯で高くなっている。

また、支援策へのニーズでは、高校・大学の進学費用や子ども医療費といった経済的負担の軽減や、学費や奨学金などの情報を得る機会の提供を求める声が多いことが分かっている。

なお、その他の内容については、別冊の結果報告書並びに資料編を参考にさせていただきたい。

また、これ以上の分析等については、監修者による「研究」という形で取り組んでいただけるよう協定を結んでいるところであり、それらの分析も踏まえ、今年9月24日に市民向けの調査結果報告会を開催する予定となっている。

(A 委員)

- ・事務局から説明があったが質問・意見等あるか。(※質問・意見なし)
- ・それでは、本事項についての報告を受けたこととする。

《報告事項イ 就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会の調査審議結果について》

(A 委員)

続いて報告事項イ「就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会の調査審議結果について」事務局から説明を願う。

(事務局)

部会において、「幼児教育の無償化に係る取組への対応等について」、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の見直しについて」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直しについて」の3件について、平成30年5月23日に調査審議を行い、5月24日付けで、市の考え方は妥当であるとの答申をいただいたところである。

この答申を踏まえ、来週開会の平成30年第2回定例会において、保育料負担軽減の拡充に関する関係条例及び放課後児童クラブに係る基準条例の改正を行う予定である。

・「幼児教育の無償化に係る取組への対応等について」

平成30年度の幼児教育の無償化に係る取組としては、国における幼児教育の段階的無償化への対応を行う予定となっている。

国における幼児教育の段階的無償化の考え方であるが、1号認定を受け施設型給付を受ける幼稚園や認定こども園を利用する、年収約360万円未満相当の世帯の負担軽減を拡充することとしたものである。

軽減の内容については、資料「報告事項イー4」表の左側が今回の国の改正概要となっており、表の右側が本市の保育料軽減案となっている。

本市の軽減の考え方は、国の軽減内容と同等の軽減を図ることとしており、市町村民税所得割額が7万7千100円以下のB1階層の保育料を、第1子は4千円減額し月額6千300円に、第2子は2千円減額し月額3千150円にすることとしている。

この負担軽減については、平成30年4月1日に遡及して適用することとしており、7月頃から順次、保育料の変更決定の手続きを進めてまいりたいと考えている。

なお、私学助成を受ける幼稚園については、資料「報告事項イー2」のとおり、幼稚園就園奨励費において、国の考え方どおりに1号認定の保育料と同等の軽減を実施することとしている。

・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の見直しについて」

平成30年3月30日付けで国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する省令の一部が改正され、3点改正点がある。

1点目は、「地方分権改革に関する地方からの提案による対応方針」に基づくもので、市町村長が適当と認めた者に支援員の基礎資格を拡大するもの、2点目は、支援員の資格要件の一つである、教員免許を有する者について、免許状の更新講習が何らかの事情で受講できない方で、免許状の有効期間が経過していても、資格そのものが損なわれるものでないことを明確化したもの、3点目は、平成31年4月施行となる新たな大学の形態である「専門職大学の創設」に伴う資格要件の改正となっている。

これに対する本市の考え方は、1点目の支援員の要件については、本市では放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から、国の基準に上乘せし、保育士等の有資格者が従事することとしており、資格をお持ちでない方については、補助員として子育て支援員研修の放課後児童コースを修了することとしている。このため、本市においては質の確保の観点を考慮

し、1点目は改正せず、2点目と3点目のみ基準条例を改正することとしている。

- ・「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直しについて」

平成30年4月27日付けで国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する省令の一部が改正され、代替保育の提供に係る連携施設の確保や家庭的保育事業の食事の提供に係る外部搬入について、その基準が緩和されたところである。

これに対する本市の考え方としては、保育の質の確保を図る観点や現時点で市内に家庭的保育事業はないことから、早急に条例改正をする必要はないと判断したところである。

(A 委員)

- ・事務局から説明があったが意見・質問等あるか。(※意見・質問なし)
- ・それでは、本事項について報告を受けたこととする。

《報告事項ウ 市立保育所及び市保育士の取組状況について》

(A 委員)

続いて報告事項ウ「市立保育所及び市保育士の取組状況について」事務局から説明願う。

(事務局)

前回、平成29年12月20日に開催した平成29年度第3回の審議会では「市立保育所の在り方及び市保育士の人材育成に係る方針」に基づく「平成29年度の予定を含んだ進捗状況」と「平成30年度の取組の方向性」について報告したところだが、今回はその後の平成29年度の取組結果と平成30年度の事業計画について説明する。

・今年度の新規・拡充予定の取組については、前回同様、資料右側の欄において●で表示している。

- ・「(1) 市保育士の質の向上」に向けた取組について。

保育士や保育所の自己評価については、昨年度、見直しを行った自己評価シートに基づいて自己評価を実施した。現在とりまとめ中であるが、この評価結果について、7月を目途に公表するほか、今年度、保育サービスの質の向上を図るため、神楽保育所において、専門機関を利用した第三者評価を受審する予定である。

次に、「関係部局の業務の理解促進・連携強化のための取組」としては、昨年度、部内での職員交流研修や現場見学実習等を行った。

また、子育て支援の専門性を高めるために、保育士4名がペアレントトレーニングにかかる外部研修を受講したので、そこで学んだ知識を市保育士全体で共有するため、1月に研修報告を兼ねた勉強会を行った。

今年度は、職責等に応じた市保育士同士の研修や勉強会、愛育センターにおいて現場見学実習等の職員交流研修を行う。

次に、「特定教育・保育施設等の実態把握と子ども・子育て支援新制度の理解」について

は、昨年度、保育指針の改定に伴い、市立保育所の事故防止マニュアルの見直し整備を行い、その実効性を高めるための所内勉強会を実施したが、今年度は、所内勉強会を継続するとともに、民間保育施設等においても実状に即したマニュアル整備が進むよう、見直しの手法等について指導監査時等に提案していく。

次の「認可外保育施設の立入調査」は、今年度も引き続き実施していく。

・「(2) 全市的な支援体制の構築」に向けた取組について。

まず、「公開保育」については昨年12月、近文保育所において「人との関わりから育つもの」をテーマに実施し、民間保育施設等から約30名の方に参加いただいた。保育終了後の報告会では様々な御意見をいただいたところであり、今後の保育に生かしていければと考えている。

今年度は、子どもの主体的な活動や子どもの相互のかかわり、生活や遊びを通した総合的な保育を目指して取り組む中で、「主体的に体を動かして遊ぶ子ども～保育士ができること」をテーマに神楽保育所において、9月に実施する。

次に、「研修報告会」については、今年2月に、教育大学との連携で取り組んだ運動遊びのほか、神楽保育所と新旭川保育所における取組を報告し、様々な意見をいただいた。今年度は、参加者との意見交換がより活発に行えるよう、新旭川保育所と近文保育所における事例を元に、グループ討議を主体とした研修会を行う予定である。

次に、「民間保育施設との交流」については、昨年度、旭川大学附属幼稚園の公開保育を見学させていただいたほか、地域の保育所等との交流保育を行ったが、今年度も地域の保育園との交流保育事業を実施する中で、地域の子育て支援に対する課題・悩み等を見出していきたいと考えている。

次に、「市内の大学との連携」については、昨年度は先生方から様々な助言を頂戴したが、今年度においても、御協力をお願いしたいと考えている。

次に、「園開放」については、昨年度から実施日を隔週から毎週に拡大したことで、平成28年度の受入れ延べ人数が3保育所合計で158名であったのに対し、昨年度は275名と大幅に増加した。

支援が必要な子どもに対しても集団生活経験の機会が提供できるよう、関係部局との連携を図りながら受入れを進め、その数は全体の4割近くとなっている。今年度においても、引き続き園開放を実施していく。

次に、「相談支援体制の充実」に向け、昨年度は8月と11月に子ども総合相談センターと市立保育所の保育士4名がペアレントトレーニング研修を受講し、2月の子ども総合相談センター主催の紹介講座において研修を受講した保育士が補助者として関わった。今年度においては、新たに市民向け講座と関係者向け研修にも関わっていくほか、「子育て支援の在り方」や「要支援児の加配認定方法」などについて検討していく。

・「(3) 行政資源の効果的な活用」について。

まず、「特別支援保育ニーズへの対応」として、市立保育所がこれまで取り組んできた特別支援保育における支援の方法等について、昨年度から引き続き、「事例集」としてとりまとめる作業を進めており、今年度、完成後、民間保育施設と共有しながら、増加する特別支

援児の対応へとつなげていければと考えている。

なお、事例については、今後、私立における取組についても、御協力いただけるのであれば、これからの広がりとして、お願いさせていただきたいと考えている。

次に、「特別支援にかかる学習会」については、昨年9月に教育委員会から講師を招き学習会を開催した。保育士が特別支援にかかる「就学への理解」を深めるために、大変好評であったことから、今年度においても、小学校や療育へのつなぎという視点において取組を継続し、就学相談が行われる前の8月下旬に行う予定。

次に、「医療的ケア児童ニーズへの対応」については、昨年度、新旭川保育所の園開放で1名を受け入れ、今年度の4月から、入所している。受入れに当たって、看護師1名を配置するとともに、北海道療育園の保健師から保育士向けの研修を行っていただき、受入れマニュアル等を作成し、対応している。

次に、「食育計画」については、「第3次旭川市食育推進計画」の策定と保育指針の改定を受け、昨年度、見直しを行った。今年度はその計画に基づいて、保育を実施している。

次に、保育士不足解消に向けた「保育士再就職支援研修」については、平成28年度に1回、昨年度2回の計3回実施し、2か年度で受講した16名のうち12名が保育士として再就職していることから、保育士確保策として一定の成果が上がっているものと考えており、今年度は回数を1回増やして3回実施する予定。

次に、「子育て支援員研修」については、昨年度、市立3保育所における現場実習の受入れを2期に分けて実施し、1期2期合わせて65名に対応した。今年度においても、2期に分けて現場実習の受入れを実施する。

最後の「市立保育所の現状把握」については、昨年度、旭川市公共施設等総合管理計画に基づく施設評価を実施したところだが、新旭川と近文の今後の方向性については、待機児童の状況や保育ニーズも踏まえながら、平成32年度からの次期子ども・子育てプラン策定までに考え方を整理していきたいと考えている。

(A 委員)

事務局から説明があったが質問・意見等あるか。

(D 委員)

医療的ケア支援事業の研修とは具体的にどのような研修でどのような先生が出られるのか。一般の保育士とか幼稚園教諭とかも出られるような研修なのか。

(事務局)

資格を得る研修では無く、実際に現在受入れをしている児童への対応ということで、今は胃ろうの児童が入所されているのだが、それに対応するための必要な知識ということで研修を行った。

(E 委員)

保育士が直接医療的ケアを行っているわけではないのか。

(事務局)

基本的には看護師が処置している。

(D 委員)

一般的に、例えば幼稚園や認定こども園が胃ろうの子を受け入れると、その場合は看護師を配置する必要があるのか。

(E 委員)

特定の子どもにのみ医療的ケアを施すことができる三号研修というものがある。それを受けることが求められていくが、一般的には看護師が対応することが多い。

(A 委員)

それを受けている保育士は今はいるのか。

(事務局)

今はいない。

(A 委員)

保育士が対応するのではなくて看護師が対応してくれているという状況か。

(事務局)

そのとおり。

(F 委員)

(2) に民間保育施設との交流とある。交流する保育園はどのように決めているのか。

(事務局)

現在は、市立の保育所が神楽と新旭川と近文にあるので、近くにある保育所との連携でまずは進めさせていただいている。

(F 委員)

具体的にどのような交流をするのか。

(事務局)

神楽保育所は、のびる保育園と交流を始めて2年目になる。年に5～6回お互いの保育園を訪問して年長同士が仲良くなるというようにやっている。行事やミニ運動会を一緒にやる中で遊んで仲良くなることを目的としている。

(F 委員)

エリアが同じだから交流しやすいということか。

(事務局)

子どもの足で通って行けることを前提にしている。同じ学校に上がれるということも目的の一つにしている。

(F 委員)

先生同士の交流も生まれるということか。

(事務局)

職員同士も交流している。

(C 委員)

近くの保育園で先生方が一緒に行事をするというだけでそれ以上のことはまだできていないということか。

(事務局)

今のところはそこまでである。

(B 委員)

(2)の相談支援体制の充実のところ、黒丸の2つめ。「要支援児の加配認定方法等について検討する」とあるが、具体的には何を示しているのか。

(事務局)

こちらについては、昨年度も30年度からの事業化に向けて特別支援ではないお子さんで支援を要すると思われるお子さんに対する加配認定の方法について、部会等でも議論していただいたところだが、今年度も引き続き実際に保育士だけではなく専門職も含めた形でどのような体制で対応していけるかというところの議論を深めていきたいと考えている。

(B 委員)

私は民間保育所相互育成会という団体から出ているのだが、要支援・特別支援という部分で園と保護者の思いの違いが問題として顕在化するケースが多くなってきている。その部分について2号3号のお子さんの入園の決定については市がいったんそこで関わっていることも含めて、幼稚園とは違って入って始めてその子の状態が分かるというのが2号3号のお子さんなのでそういう支援が必要な子の場合は、どのように市が介入していただけるのか、もしもそれが無ければ全部事業所が負わなくてはならない状況なので、今年こそは取り組んでいただきたい。

それから、なかなか保護者理解が進まないというのはずっと言われているところではあるが、その点についても、それぞれの園それぞれの保護者ができる限りの形で、要支援のお子さんがいたら、なんとか療育に結びつかないだろうか、どこかで医療の介入がないだろうか、ということを探している。しかし、そのような中でトラブルが生じているのが実際に

ある。市の機関である子ども総合相談センターが、どのような形で関わるのが望ましいのか、というスタンダードな形を作ると、それに沿った形で療育に結びつけたりあるいは医療機関につなげていけることができるのではないかと思う。その点についても、「相談支援体制の充実」の中に入ってくるかとは思いますが、そういう視点をもった中で30年度事業を計画していただきたい。

(G 委員)

質問だが、ペアレントトレーニングとは指導者が親に対してどういう関わりを持つのかをトレーニングするのか、それとも親子関係をどのように持たせたいのかという家庭での子育てについてトレーニングするのかどちらなのか。

(事務局)

子ども総合相談センターで行っているものについては、センターが関わったそれぞれの事業で困り感のある保護者に対するものと、広く募集する保護者向けのもの、専門職向けのものがある。基本的にはペアレントトレーニングなので保護者向けであるが、子育てに困っている人や教育や保育に関わる人が、発達を抱えている子ども達にどのように関わっていくのか、声かけをするのかというところが具体的でいいものなので、専門職向けにも親向けにもさせていただいている。

(A 委員)

- ・その他何かあるか。(※なし)
- ・それでは、本事項について報告を受けたこととする。

3 その他

(A 委員)

その他について何かあるか。

(事務局)

本年2月に、市内認定こども園において発生した、保育士が入所中の園児を蹴り、ケガをさせたという事案について、経過や本市の対応等について御報告させていただく。

まず、事案発生後の本市の対応についてだが、2月27日に、園を運営する社会福祉法人から当該事案の報告を受け、3月2日から22日までの期間において、子ども・子育て支援法第38条に基づく監査、及び児童福祉法第46条に基づく特別指導監査を実施し、改善等を要すると認められた事項について、同法人に対し、文書による指導内容の通知を行った。

当該指導事項に係る改善結果報告については、5月31日に、法人から「指導監査等結果措置状況報告書」の提出を受けたところであり、現在、内容等の確認を行っている状況である。

本市としては、市内保育現場において、こうした事案が二度と繰り返されることのないよう、早急な対策が必要であるとの考えから、全市的な再発防止のための研修会を開催す

ることとした。

研修の内容は、講師として本審議会の委員でもある、旭川大学短期大学部佐藤教授に御協力いただき、市内及び近郊の保育従事者を対象に日々の保育業務に活かすための感情のコントロール、アンガーマネジメントを学ぶ特別研修会を北海道との共催で開催し、より多くの保育士の方に受講機会を提供するため、5月12日と6月2日の2回設定し、各回とも200名近くの多くの方々に受講いただいたところである。

また、5月25日には、旭川民間保育所相互育成会様に御協力いただき、元旭川児童相談所長の大場様を講師にお招きし、施設長及び主任保育士等幹部職員を対象とした、「保育現場での不適切な保育を考える」という内容の研修会を開催していただき、約200名と、こちらも多くの方に受講いただいている。

今後は、毎年度、児童福祉施設等を対象に実施している「指導監査」や「実地指導」においても、虐待防止に向け、計画的かつ効果的に組織的な取組がなされているか、確認を強化するとともに、北海道や保育関係団体の方々とも連携を図りながら、取組を進めてまいりたいと考えている。

(A 委員)

この件について何か質問等あるか。

(B 委員)

市の方から説明があったが、認定子ども園の団体として今回このようなあってはならない事態が私どもの管理園の中で起きたことについて、十分反省しなければならないと思っているし、再発防止の手立ても講じていかなければならないと感じている。

弁明ではないが、旭川の保育施設がここ3～4年で急速に拡充しているという点。当然新しい職員が多く登用されているということもあるし、他の種別から初めて保育に入ってくるという職員も多数いる現場の中で、さらに、27年から新しい制度に基づいての保育になっている。当該園についても認定こども園という形で、保護者との直接契約に基づき重要事項説明が必要となるとなかなか説明する側も聞く側も慣れていないところが少なからずあったのかなと思う。この件については団体としてもさらに市とは別の立場で再発防止に努めていきたい。

(A 委員)

いろいろな要素が重なって起きたということだとは思いますがくれぐれもこのようなことのないようにしてほしい。

その他何かあるか。

(F 委員)

お母さん目線の話になるが、保育園に通っているお子さんのお母さんから、旭川市に苦情が入ることがあると思うが、情報公開がなされることはあるのか。

(事務局)

市のホームページなどで公開などはしていない状況だが、全庁的に共有しなければならない事務の不便については、市の中にそういう仕組みがあるのでそこでは共有している形になっている。園からの苦情への対応については個別に公開などはしていない。

(F 委員)

第三者委員会などが入って苦情処理は必ずする。

お母さんたちから聞こえてくる声というのは、保育園に言ってもあまり聞く耳を持ってもらえないから市を通したのに、結果的にはそれが公表されない、みんなに知れ渡らないから、結果的に文句を言った親という扱いを受けているお母さんがいる。先ほどの委員も言ったように、保育園がここ数年で急激に変わったバタバタさに親も追いついていないと感じる。どうしようもないので苦情を旭川市に入れて、結局は苦情を言ったそのお母さん自身に「匿名で処理しますか」と聞かれるという。苦情が市に入ってその情報をどのように共有していくかがその後に繋がっていくのかなと思う。

(事務局)

公表などはしていないが、例えば一つの園の事案であればそれに対してお話しをいただいた後に、直接市と園の方でお話しをさせていただいて今後の対応について一緒に検討していくなどという対応はしている。

(F 委員)

親御さんの意見としては、結局は市に言っても機能していないということ。おそらく市に言うということはよっぽど園に言いにくい理由があるのだと思う。中には親側の不満の向きが違うというか偏りがもしかしたらあるかもしれないが。

長年保育に携わっている立場からして、よく聞くことがあるので、それは大事なことで、そこから改善したり、どこに問題があったか見えてくる大事な材料なのではと思う。

(事務局)

いろいろな御意見は頂戴しているので市の中でもどういった形がよいのか考えていきたい。

(B 委員)

社会福祉法人立の施設に関しては苦情処理窓口を設置することが義務付けられている。年に1回の監査でも窓口が設置されているかどうかの確認が監査指摘事項にもなっている。

それから保護者の意見を聞くときは、別に苦情まで育てる必要はない。意見の段階で吸い上げることができれば十分その対応は可能かと思う。ただ、いつ言ったのか何を要求しているのかわからないものについては非常に対応が難しい。もしも委員が保護者と接点があるのであれば、苦情は苦情、意見は意見ときちんと申し立ていただければ園としては対応しなければならない形になっている、第三者委員についても設置しなければならないようになっていると伝えてほしい。

(F 委員)

そこを通してはレスポンスがない。

(B 委員)

第三者委員に直接話をすることも可能である。電話番号など表記しているものを玄関先に貼らなければならない。それを保護者の方に伝えていただくかもしくはその上の北海道福祉サービス運営適正化委員会というものもあり、そこには弁護士が入っている。そういう手立てで伝えていただければと思う。

(A 委員)

その他何かあるか。

(G 委員)

4月から病児保育が始まったが、どのくらいの登録者や利用者がいるのか。

(事務局)

4月に北彩都の病児保育室をオープンし、現在までの利用状況について4月と5月を合わせた数で説明させていただく。利用に当たっては登録が必要なのだが、登録の人数は約200名ほどとなっている。実際の利用者数は55人となっている。特に5月の連休明けから利用が増えており、定員3名に対して日によっては定員3名びっちり御利用されるという日も増えている。

(A 委員)

その他あるか。(※なし)

現委員の任期は7月末までとなっている。私も8年間会長として努めてきた。8年間を思い出すと、待機児童の解消というような形で数を充実させるということに目を向けて突っ走ってきたところがあると思う。ぜひこれからは質の充実ということで、定員プラスアルファで受けている保育所もあると思うのでそれを解消して、子ども達をいい環境で保育がされるということを節に願っております。本当にありがとうございました。

4 閉会